

法人の事業税

納める人

- 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人
(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているものは法人とみなします。)

納める額

外形標準課税の対象とならない法人の場合

法人の種類	区 分	税 率		
		平成20年9月30日以前に開始する事業年度	平成20年10月1日以後に開始する事業年度	
普通法人 (株式会社)	所得割	所得金額のうち年 400 万円以下の金額	5 %	2.7%
		所得金額のうち年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	7.3%	4 %
		所得金額のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得金額	9.6%	5.3%
		3 以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額又は出資金の額が 1000 万円以上のもの	9.6%	5.3%
特別法人 (農業協同組合、信用金庫等)	所得割	所得金額のうち年 400 万円以下の金額	5 %	2.7%
		所得金額のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得金額	6.6%	3.6%
		3 以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額又は出資金の額が 1000 万円以上のもの	6.6%	3.6%
電気・ガス供給業、生命・損害保険業を行う法人	収入割		1.3%	0.7%

外形標準課税の対象法人の場合

区 分	税 率		
	平成20年9月30日以前に開始する事業年度	平成20年10月1日以後に開始する事業年度	
所得割	所得金額のうち年 400 万円以下の金額	3.8%	1.5%
	所得金額のうち年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	5.5%	2.2%
	所得金額のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得金額	7.2%	2.9%
	3 以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人	7.2%	2.9%
付加価値割		0.48%	
資本割		0.2 %	

* 外形標準課税の対象法人

法人の事業税を納める法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人（現行の所得課税法人に限る。公共法人、公益法人、特別法人、人格のない社団、投資法人等を除く）の平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の事業税は下記の税額となります。

$$\text{法人の事業税額} = \text{所得割額} + \text{付加価値割額} + \text{資本割額}$$